

### 子育て新制度、支援内容案公表される ~財源不足で質改善は縮小~

◆12日、政府の子ども・子育て会議基準検討部会(部会長: 無藤隆/白梅学園大学子ども学部教授)が開催され、2015年 4月から始まる新たな子ども・子育て支援新制度の量的拡充 と「質の改善」に向けた具体的な取組内容が示されました。 新制度では、消費税率が10%に引き上げられた際の増収分の うち7千億円を財源とし、職員配置の改善や処遇改善といっ た「質の改善」に約3千億円、「量的拡充」に約4千億円を 充てる方針です。

これまで、幼児教育や保育、子育て支援の質、量の拡充を 図るには、消費税率引上げによって確保する7千億円のほか に約4千億円を加えた1.1兆円程度の財源が必要とされてきま したが、追加の4千億円については財源確保のめどがつかな いため、「量的拡充」はそのままに「質の改善」を縮小させ る内容となっています。

会議に参加した森まさこ少子化担当相は、1兆円超の財源 確保を目指す姿勢に変わりがないことを示しているほか、委 員からも処遇改善が不十分といった意見が出されており、4千億円の財源確保が焦点となっています。

子ども・子育て支援の質の改善案	
職員配置 の改善	●3歳児の職員配置を改善 (児童20人:職員1人→15:1) ※1・4・5歳児の職員配置改善は見送り
職員の 処遇改善	●私立幼稚園、保育所、認定こども園の職員 給与改善(3%増) ※当初は5%増
第三者評 価等推進	● 5 年に 1 度の受審料を半額補助 ※当初: 3 年に 1 度の受審料を全額補助
放課後 児童クラブ の充実	●18時半を超えて開所するクラブの取組内容に応じて常勤1名を配置するための追加費用 又は非常勤1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 ※当初は常勤1名を配置

(参考:内閣府HP/毎日新聞ウェブ/福祉新聞ほか)

# 主婦を活用 ~保育士不足解消策~

◆14日、安倍首相が議長を務める政 府の産業競争力会議の雇用・人材分 科会が開催され、保育士不足解消を 進めるため、育児経験豊富な主婦の 力を保育の現場で活用する案が検討 されました。

今回は女性の活躍推進をテーマと して同会議に参画する民間議員から 示されたもので、今年6月をめどに 改定される成長戦略に反映させるた め、今後議論が進められる模様です。

#### 主婦層の就労機会の拡充

- ●育児経験豊富な主婦の力を保育の 現場で活用する。
- ●保育士試験の回数増や、試験内容 を育児経験が正当に評価される実 践的なものとすること、試験合格 科目の有効期限の延長等、保育士 不足解消に必要な見直しを行う。
- ●国家資格の保育士より簡単な試験 や研修で取得できる民間認証の准 保育士資格を設け、育児経験のあ る主婦層の就業機会を増やし、保 育所の質向上を図る。

(参考:首相官邸HPほか)

## 不正受給の罰則示す ~補足給付見直しによる措置~

◆介護保険制度改革に関連し、一定額以上の預貯金等を保有する人を補足給付 の支給対象から除外とするとしていることについて、不正受給が発覚した場合、 最大で受給額の3倍の返還を求める方針を厚労省が示しました。

補足給付は、特養等に入所している低所得者に、食費と居住費の一部を介護 保険から給付する制度ですが、食費や居住費を負担して在宅で生活する人との 公平性を図る観点や、負担能力があるにもかかわらず補足給付が受けられると いった不公平を見直す必要があるとされていました。このため、所得が低くと も一定以上の資産を持つ人を給付の対象から外す方針が示され、今国会に改正 法案が提出されています。預貯金などの資産の確認方法は利用者本人の申告を 基本とするため、今回の方針で不正受給の防止につなげるねらいがあります。

(参考:厚労省HP/СВニュース/一宮市HP/横須賀市HP)

#### 補足給付の見直し案

- ○補足給付の受給要件に資産を加え、預貯金が単身で1,000万円、夫婦で 2,000万円を超える場合は受給対象外とするが、預貯金は住宅ローンな どの負債と相殺した上で資産として勘案。
- ○利用者本人が預貯金等の額を申告することを基本とし、適正な申告を担 保するために、銀行等への預貯金の照会や不正受給が発覚した際の利用 者へのペナルティーを設ける。
- ○現在は利用者本人が住民税非課税であれば補足給付の対象となっている が、今後は配偶者が課税されていれば補足給付の対象外とする。さらに、 配偶者が世帯分離を行っていたとしてもその所得を勘案する。

|世帯分離とは、既存世帯の世帯員が住所を異動せずに新たな世帯を設けた |場合を言い、生計は別とみなされる。補足給付の受給要件は世帯単位での 所得が基準となるため、施設入所に際して世帯分離が行われることがある。

○補足給付の支給判定に当たり、非課税年金の遺族年金や障害年金も勘案 する。